

# 伊能忠敬 德山藩に来る

会員 金 谷 一 夫

## はじめに

伊能忠敬を長とする測量隊一行一四名が、海岸線や島々の測量のため徳山藩に入ってきたのは、文化三（一八〇六）年四月二〇日である（註①）。その際、徳山藩が対応した記録が山口県文書館に所蔵されている。

『徳山毛利家文庫仮目録』（註②）によると、一〇

冊が記載されているが、その他に目録に載っていないものが一冊あり、それを加えると合計一一冊である。これらは測量方御用意記と書上からなっており、そのうち御用意記は、次の三点である。

(1) 文化三年丙寅測量方御用意記

雑部

(2) 文化三年丙寅測量方御用意記ニ他所之部  
奈古方之部

(3) 文化三年丙寅測量方御用意記 奈古方之部  
これら御用意記については、すでに渡辺一郎・伊藤栄子両氏が内容について紹介しているが（註③）詳しい分析までは行っていない。

本稿では、御用意記のうち「雑部」と「他所之部」について内容を紹介する。

雑部は一四〇丁位で、徳山藩での準備の指令、測量隊への対応、事後の謝礼などが記録されており、他所之部は一一〇丁位で、萩藩（以下、本藩と書く）への問い合わせと、それに基づく熊毛代官所等との往復書簡が主であり、事後の謝礼の記録もある。

## 一、第一報

文化二（一八〇五）年四月二八日、萩屋敷都合役棟居幸左衛門は、本藩の御用所から呼出を受けて出頭した。そこで本藩役人の飯田孫兵衛から、公儀天文方役人が測量のため諸国を巡回するという幕府の通達が渡された。

翌二九日、棟居は御当役の鳥羽静馬宛の手紙に、幕府の老中戸田采女止の片名書きされた御達書<sup>④</sup>と伊能忠敬が認めた道順書の写しを添えて発送した。

伊能測量隊一行が江戸を出発してから二か月後のこ

とである。

道順書によると、一行は東海道から大坂に入り、京都から山陰側を測量、赤間関を廻って周防・安芸・備後と、更に播磨を経て淡路島から四国・九州も廻量するということが長々と書かれてある。

次の知らせは一〇月に入ってからであるが、その間江戸屋敷で入手したと思われる情報が記録されているが本稿では省略する。

## 二、先触れ

一〇月一〇日の日付で公儀御用物役の河村弥市（註④）宛に順達書が届いた。伊能忠敬が出した先触れであつて、道順の変更である。

それによると、冬期の山陰側測量は避けたいと考えたようだ、大坂から尼ヶ崎に出て山陽道の国々を廻るということ、つまり最初に渡された道順書の逆コースで徳山藩に来るということである。

一〇月一六日の日付で河村弥市宛に順達で来た。

一通は西宮役人が先触れの写として、兵庫津から有年（現在の赤穂市）までの村々に宛てたもので、もう一通は兵庫役人が西宮で聞き合せたものである。「明石より先々御役人中」と書いてあるので、他藩である徳山まで順達として届いたものであろうか。

兵庫役人が書いたものには、測量方役人に提出する書上帳の雛形が書かれている。

この雛形の全文は二三行あるが、後述する熊毛代官の廉書と重複するものもあるので、ここでは省略する。

雛形の次に、泊宿での夜は測量（星の観測）がなされるので一〇坪ばかりの空地が入用であること。見物しても構わないことであるが、不調法があつてはならないので見物はさせなかつたと書かれている。

村絵図一枚入用ということで、川堤・往還・町家・田畠が分かるように色分けして村境まで書いて渡している。この絵図は先々継ぎ合わせるので、寸法は一丁を一寸として認めたとある。

### 三、本藩への問い合わせ

一〇月二八日、鳥羽静馬の名で棟居幸左衛門に手紙が出されている。

内容は、先に届いた兵庫役人の書いた書上帳の項目には、徳山藩としても決め難いことがあるので、本藩の御用所に出向いて意向を聞くよう命じている。

返事は一一月一日付で出されている。

内容は、二九日に御用所に出向き相談したが、本藩では上方筋の様子を調べた上で、通達することにして

いるが、それでは間に合わぬこともあるから、熊毛・大嶋郡の代官に聞くよう申されたと伝えていい。

一二月一日の日付で、徳山藩代官役原田儀右衛門が熊毛代官坪井久米左衛門宛に手紙を出していい。

内容は、先月棟居幸左衛門が伝えてきたとおりを書き、ご厄介をかけるが、そちら様で分かつたことがあれば教えていただきたいと鄭重に依頼している。

一二月六日の日付で、熊毛代官から返事がきている。

内容は、「(1)当方としても用意向は決めていない。

(2)上筋に聞き合わせの者を行かせたが、心得となるものは今のところない。(3)測量方は岡山で越年される様子で、当国へは来年の三・四月頃に来られるであろう。

(4)この度は、海辺の測量ということであるから、大嶋郡・上ノ関が最初の引受けになるので、その宰判が用意される方法で当方も用意する覚悟である。(5)その後様子が分かつたらお知らせする。」と伝えている。

そして、末筆で手紙を戴いた時は代官所に出役しないなかつたので返事が遅れたことを詫びている。

年が変わり文化三（一八〇六）年二月八日の日付で、

萩常駐の棟居幸左衛門が鳥羽静馬宛に手紙を出してい  
る。

内容は、「萩表では今もつて詳しいことは分からな  
いので、都濃郡や熊毛郡の代官に上筋の扱い方を聞く  
ようにと申されたこと。また、都濃・熊毛代官へは、  
徳山藩から聞き合せがあれば、詳しく相談に応ずる  
ようにと内沙汰しておくこと。」と伝えている。

そのほか箇条書にして、

一、測量方役人は、先月十七・八日頃備後表を出足  
されたそうである。

一、島々も測量されるので、五・六〇石位の廻船が  
入用、近い所の乗り廻りには漁船が使われること、  
船には幕を用意すること。

一、御役人が到着したら支障がないよう取りはかる  
こと。

以上、まことに内容の乏しい手紙である。この手紙

は仕出された日に徳山藩に届いている。

同じく二月八日の日付で、徳山藩代官役原田儀右衛  
門は熊毛代官坪井久米左衛門に手紙を出している。

先ず前便の返事に対する礼を述べ、その後で、高森  
駅役人が伝えてきたところによれば、測量方役人は当  
月六日頃広島に到着した由、そうすると此辺に来るの  
は間もないことになるが、当方としての用意は一向に  
定めていない。何分そちら様の用意向をお聞きする以  
外に方法がないと伝えている。

そこで、前便の情報の村絵図は、一町一寸の割合で  
新調するのであれば、当方は間に合いそうもないが、  
そちら様はどうなさるのであるうか。その外に決めら  
れたことがあれば教えていただきたいと述べ、手紙で  
は不十分な面もあるので、近い内に当方下役の者を御  
役所まで行かせるので、お手筋の方から委細お教え下  
さいと丁寧に依頼している。また尚書で、村絵図は往  
還筋の村だけでよいのか、そちらは御両国全部の村絵  
図を用意されるのであろうか、内々に教えていただき

たいと依頼している。

この手紙は、熊毛代官所へ送られたが、坪井代官は在萩のため、萩表に転送されたことは徳山藩も承知していたが、返事は待ち遠しかったようである。

二月一五日の日付で、徳山藩の代官下役山県文平が熊毛代官所の下役へ手紙を出している。

内容は、そちらの代官様からお返事は戴けると思うが、最早、測量方御役人が巡回されるので、坪井代官様が出郡される前であっても、一両日中に私がお伺いして、御下役中の方々から大略の心得だけでもお聞きするようにと、当方の代官役が申しますので、何分ともよろしくと丁寧に依頼している。

翌日、熊毛代官所の下役三浦弥伝次が、山県文平宛に返事を出している。

当方の代官は在萩につき、原田様のお手紙は萩へ送つたが返事はまだない。そちらから一両日中にも来られることがあるが、上ノ関でも何の用意もしていないということで、当方も用意はしていない。近い内

当方の代官から返事があると思うと伝え、絵図については、海辺筋のものを用意すると知らせている。

二月一八日、漸く坪井久米左衛門から原田儀右衛門宛に返事が来た。

内容は、今度又々お問い合わせを戴いているが、当方としても確かに決めていない。しかし、先日中国筋より入手した上筋の振り合いをもとに、当方で準備することを廉書した別紙をお目にかける。全部この通りというわけでもないが、御心配の様子なのでお知らせする。その外については、広島からの先触れ、大嶋郡からの情報、また上筋からの順達もあるから、決まり次第お知らせすると伝えている。

別紙の廉書は、次のような内容である。

一、郡境迎送之義、長崎其外へ御下り之御普請役通路之振相之由ニ付、御國中同断之心得之事

但、御番所役其外ニても居合之役人差出、尚宿見廻をも致せ候心得之事

一、宰判切、手子之者老人付廻り、御用達として差

出候心得之事

一、大庄屋老人郡中付廻り、村庄屋・畔頭村切付廻りにして指出候心得之事

一、同断之外、心得候者差出、手分ケニテ測量有之節抜目無之様ニ致取計セ候心得之事

一、先拂并籌持之事、但地下人差出候心得候事

一、本陣亭主道口ヘ麻上下着用ニテ迎送リ之心得之事

一、本陣前後、自身番之事

一、本陣御幕挑燈差出候心得之事

一、同所門前、立砂之事

一、夜中火用心廻り之事、但地下人差出候心得之事  
一、賄之義上筋振相も可有之候得共、先者上下無し

一汁三菜之心得之事

一、夜具上分絹、其已下木綿之心得候事

一、酒は断之由ニ付、菓子用意之心得候事

一、泊り之節宿之義可成程ハ一軒にして相済候好之

由三候へ共、不相揃所は式軒にして引請候心得之

事

一、本陣上ノ間之床、熨斗三方出置候心得之事

一、大概測量は泊宿にて有之由、但拾坪計、南北六・七間、東西二・三間見晴し宜場所好之由、尤此場所本陣ニ無之候へば、近辺ニ仕構置候心得之事

一、同断之節、薄縁・むしろ用意之事

一、御使者御音物等無之心得ニ候事

一、嶋々へは大概渡海相成候由ニ付、三・四十石位之地船、御紋幕船印等相渡置、式艘程用意之心得之事、但、御手船をは不被差出候事（註⑤）

一、海辺巖石等有之所は、船ニテ繩棹打候由に付、漁船五・六艘用意之心得候事、但所ニ寄、手分ケニ而測量相成候ニ付其節弁理宜様仕構置候心得候事

事

一、昼食用意之事、但、船ニテ認相成候時は、台所

船式艘位も用意之心得候事

一、休泊之義は彼方承り合仕構之事

一、刀持六人  
一、両懸持式人

一、乗物四人

一、鑓持壱人

付、其心得ニ候事（註⑧）

一、棹持壱人

一、床机持壱人

一、他村たりとも見へ懸り之嶋は凡調候事

一、腰懸持壱人

一、野通ひ四・五人

一、隣村之絵図分見ニ不及、凡荒方調候事

一、ほんてん持拾人程、但、右人數地下人心得候も

の立派ニして差出候心得ニ候事

一、村々境へは三尺位之杭ニ、何村より何村へ東西

分り候様書付立置候由ニ候

一、毛氈六・七枚

一、むしろ拾枚程

一、御石高郷村名付等ハ巡見使へ御付出之通にして

一、多葉粉盆之事

一、煎茶道具之事

一、家數人數付等之義は、戸籍帳之前を以付出候心

一、歩ミ板壱枚

一、かけ矢式ツ

一、御石高郷村名付等ハ巡見使へ御付出之通にして

一、床机（註⑥）式ツ

一、腰懸式ツ

一、家數人數付等之義は、戸籍帳之前を以付出候心

一、長サ三尺位之杭六本程

一、御石高郷村名付等ハ巡見使へ御付出之通にして

一、同五尺位同断式・三本、但、浜辺ニ而入用之由

一、家數人數付等之義は、戸籍帳之前を以付出候心

一、ほんてん竹并杭木等村々ニ而致用意候義、前宿

一、御石高郷村名付等ハ巡見使へ御付出之通にして

二而聞繕候心得之事

一、家數人數付等之義は、戸籍帳之前を以付出候心

一、人馬之義、前宿ニ而聞繕之心得尤、船ニ而送リ

一、御石高郷村名付等ハ巡見使へ御付出之通にして

方相成候所は、其用意之心得候事、但、宰料（註

一、御朱印寺社有無、何国何宗、何寺末寺、何寺

⑦）地下人心當置候事

一、寺院何ヶ所、除地、年貢地

一、修驗

一、同断

一、繪図面美濃紙、凡壱丁壱寸位之割を以、山、野、

一、神社何ヶ所、除地、年貢地

東西何間南北何間

人家其外色分ケして追々継立ニ相成候様調候由ニ

一、何村より隣村何村へ何拾丁、同何村へ何丁

一、往還何村より海辺迄何丁

一、御高札何枚立

一、名所旧跡、古城跡有無

右書面之通書上申候

已上

庄屋印

年寄印

次に、備前邊での聞繕いとして

測量方への対応は、摂津尼ヶ崎では至って鄭重な扱いであったが、明石・姫路では手軽になり、岡山邊では至極手軽になっていること。

測量方役人の身分については、伊能忠敬は御小人目付格位、高橋善助は御徒目付位、その外は同心の扱いであったと聞いていると伝えている。どこの藩でも彼等役人の身分が分からず氣にしていたようである。これららの知らせは徳山藩にとつても大変有難く感じたようで、後でも書くが萩表へもお礼を述べている。

この知らせを契機に、測量方を迎えるための準備として、早速担当者を任命しているが、そのことは後の

章で書くことにする。

二月二三日、山県文平が熊毛代官下役へ手紙を出している。内容は、測量方へ提出する書上帳の村々は、絵図と同じように測量方が通る村々だけでよろしいかと尋ねている。

同じ日付で返事が出されている。それには、絵図と同じように海辺通り筋から見える村々だけと心得ていると伝えている。

二月二十四日の日付で、兩人役から棟居幸左衛門へ手紙を出している。

内容は、先ず熊毛代官から知らされた廉書について、御用所に出向いてお礼を申し上げるよう依頼している。次に、書上帳に書き出す高札枚数のことでは、何年前からのものを書くのか、内々でお聞きするようとに伝えている。また尚書で、加判役の富山要人殿が、御内用でそちらに参られると伝えている。御内用とあるから測量方に関係する用件でもないと考えられるが、原本では、虫食い箇所もあって判然としない。この件、

『富山氏譜錄』によると、富山要人は二月二四日発足、四月三日帰到とあって萩滯在はながい。

三月九日の日付で、棟居が兩人役の小川新助・青木俊藏・堀田弥四郎（註⑨）宛に返事を出している。

一、高札は現在かかっている高札の数だけでよい。

一、寛政二（一七九〇）年の抜け荷密買の札（長崎）は、本高札とは違うので、「外に抜け荷密買御制禁一枚」と書けばよい。

一、赤間関から北海岸を通り、石州まで測量されるようであるから、奈古・大井（徳山藩の飛び地）も測量されること。

一、絵図については、通り筋だけということで、さして難しくないと聞いていたが、最近上筋の様子

では、一郡の絵図・大絵図・往還筋のものと三通りを書出したそうであること。大絵図は、他領でも見える島々は書いたそうであること。従つて、

絵図は予め用意しておいて、測量方が泊る前々の宿でお見せし、お好みに応じて書き直したそうで

あること。この件、熊毛代官へは腹蔵なく相談に応するよう通達しておくので、上筋の様子等も聞き合わせ相談するよう申された。

この手紙の内容は、加判役中に報告するように伝えている。（文化二年の記録によると加判役は三名）

三月一一日の仕出しで、兩人役が棟居幸左衛門へ手紙を出しているが、三通りの絵図を用意することは容易ならざることと伝えている。

四月八日の日付で、代官役の原田儀右衛門が熊毛代官坪井久米左衛門へ手紙を出している。内容は、測量方に公用の床机・腰掛け等で、持ち回りされる物を借用願いたいというもので、さして重要とも思われぬ問題に移行している。

熊毛代官所からの返事は、島田川境で花岡代官所の管轄になるので花岡代官へ依頼されるようということがわかった。

四月一三日の日付で、原田儀右衛門は花岡代官進藤長蔵へ同様の依頼書を出している。

翌日、承知したと返事が来ている。その尚書で、当

方では漕船その他用達の小船などを用意しているが、

万一不足する時は、そちら様の小船が借用できるよう

、その向きの方へ御沙汰置き願いたいと依頼している。

四月一五日の日付で、原田儀右衛門が花岡代官へ礼

状を出している。床机等の件、承知していただき大い

に安心したと伝えている。なお、依頼された漕船や小

船について承知したと返事をしているが、徳山領は島

数が多く、幾組かに別れて測量されるようであれば、

当方の船だけでは間に合わぬこともあるので、その点

はお含み願いたいと付け加えている。

以上で、本藩や熊毛代官所等への問い合わせに関する記述を終える。測量隊を迎えるに当たっての徳山藩

の諸準備については、別稿に譲ることとする。

## 註

- ① 伊能忠敬『測量日記』  
② 徳山毛利家文書仮目録 IV

千葉県史近世編  
山口県文書館

日本国際地図学会『地図』通巻一四一号  
一九九八年

③ 河村文内の誤字か

④ 渡辺一郎・伊藤栄子両氏の解説は「不」脱字  
以下「両氏解説」と略し、解釈に支障を來す箇所のみ訂正する。

⑤ 本文上部に細字で添書されている。

⑥ 「本書床机之事、上筋聞合ニ而見合候得ハ、小キ台座之類と相見候、測量道具者台付柄共ニ而無之哉」とある。

⑦ 「両氏解説」は「宰判」とある。

⑧ 添書「本書通路筋計之村絵図と心得置候事」

⑨ 「両氏解説」は「堀口」とある。